平成２５年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市矢部802番地
破産者　株式会社タハラ
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６号
北海道帯広市西23条北２丁目17番44号
破産者　株式会社ケーワイ物流
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７号
石川県白山市新成４丁目３番地、従前の本店所在地石川県白山市宮永市町421番地６
破産者　株式会社ニッチ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４３号
三重県松阪市大津町62番地21
破産者　玉野　澄善
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１１号
三重県四日市市南小松町2461番地の１
破産者　有限会社加藤道路
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
鳥取県日野郡江府町大字佐川1002番地１
破産者　江尾貨物自動車有限会社
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１６２号
山口県下関市大字吉田1241番地の５
破産者　有限会社しのだ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田420番地
破産者　株式会社青木シューズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第５１４号
名古屋市天白区八幡山1405番地
破産者　中村　有孝
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月10日午後４時
平成26年７月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１６号
大阪市西区京町堀１丁目17番16号
破産者　株式会社新日東
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月10日午後４時
平成26年７月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２号
三重県津市久居相川町2533番地８、前住所三重県津市夢が丘１丁目45番地１
破産者　岡田　　登
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年10月24日午前10時
平成26年７月18日　　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７２４号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―406号
破産者　今井　　修
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月16日午後３時
平成26年７月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５号
佐賀市高木瀬東５丁目６番19号　北側、申立前の住所大分県国東市武蔵町麻田432番地
破産者　岩光　公生
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年10月24日午後２時
平成26年７月18日
大分地方裁判所杵築支部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３０２１号
大阪市浪速区難波中１丁目10番４号
清算株式会社　株式会社サンスイ
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第３号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪字瀬の本628番地10
清算株式会社　株式会社シェヌー・小幡
代表清算人　増田　一修
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権の総額につき、その債務を免除する。
2　清算株式会社は、前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大分地方裁判所日田支部

監督命令

平成２６年（再）第２号
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目27番40号
再生債務者　石山　新悟
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　兵庫県芦屋市東芦屋町５―１ラファエラ芦屋川２階　中谷文恵法律事務所　弁護士　中谷　文恵
平成26年７月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

監督命令取消

平成２５年（再）第４８号
東京都町田市旭町１丁目14番20号
再生債務者　株式会社シーティーシー
主文　平成25年８月30日にした監督命令を取り消す。
平成26年７月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第１０号
東京都大田区久が原２丁目11番７号
再生債務者　光電機産業株式会社
特別調査期間　平成26年８月21日から平成26年８月22日まで
平成26年７月14日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第６号
茨城県古河市松並２丁目18番20号
再生債務者　株式会社ストウ
1　決議に付する再生計画案　平成26年６月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年８月27日午後１時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年８月19日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年８月13日
平成26年７月15日
東京地方裁判所民事第20部